

国立国会図書館の資料デジタル化に関する説明会

日時：平成21年9月17日（木）15時～16時30分

場所：国立国会図書館 新館講堂

説明会次第

司会 資料提供部司書監 小山順一郎

1 御挨拶

資料提供部副部長（大規模デジタル化実施本部副本部長） 池本 幸雄

2 御説明

総務部企画課電子情報企画室長 田中 久徳

総務部企画課課長補佐 川西 晶大

3 質疑応答

資料

資料1 資料デジタル化に関する説明会（概要資料）

資料2 デジタル化対象資料概要

資料3 デジタル化対象雑誌リストの照会について

資料4 デジタル化対象雑誌リスト（例）

参考1 資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会第一次合意事項

参考2 著作権法（抄）

① 本館蔵書 = どれが対象（この本）？

② 電子 = デジタル化（目録）のみにあるのか？

館内のみ。公共図書館への提供は別途検討中。

③ 有償④ ①インターネット上では同じ雑誌提供があるのか。

②「有償」はホスト？

「有償」は「有料」ではないか？

③ 楽読. com = DVD化なら「有償」削除あるのか？

④ 古い～は本館蔵書のみ？ 来館以降は？ 雑誌も？

池田

朝日新聞 新聞の電子化？

池本 - 楽読 / JCUは？ 既

JP2000 . A3 / 400dpi

日本 00 ●

0000 ● 元書も? 録(A公)何は? 24→2-1L → 4243の録

青地書院 ● 書籍のデジタル化

毎日? ●

カセツ社 ● スキャンした 早会 on 印刷.

中央経済社 ● 訂正・削除はもはやマスタウチ?

1-27.12.11 札. ● 支那版は存在
+ 転写本にはおけるか?

第一山 ● ジミウク.

ライツ? 法律

日本評論社

1. 樽店

水かけ書院 ● 今回の解像度? 2. 4. 5. か? 増来.

資料デジタル化に関する説明会

平成21年9月17日
国立国会図書館

国立国会図書館の役割

- 日本の知的活動の所産を網羅的に収集し、国民の共有資源として保存します。
- 利用者が求める情報への迅速で的確なアクセスまたは案内をできるようにします。
- 利用者がどこにいても、来館者と同様のサービスが受けられるように努めます。

「国立国会図書館60周年を迎えるにあたってのビジョン」から

これまでのデジタル化事業

近代デジタルライブラリー

- 明治・大正期の図書約15万冊をインターネットで提供
- 著作権保護期間外のもの、著作権者の許諾を得たもの、文化庁長官の認定を得たものが対象

貴重書画像データベース

- 江戸期以前に発行された古典籍約1000冊をインターネットで提供

その他

- 電子展示会、児童書デジタルライブラリーなど
- 著作権者の許諾を得たもの、著作権保護期間外のもの対象

今回の資料デジタル化の目的

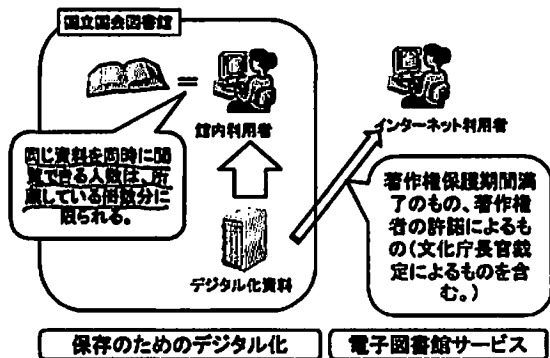
保存のためのデジタル化

- 原資料を保存するため、利用のための代替手段としてデジタル化
- 平成21年の著作権法改正で規定が整備される。
- 許諾なく行ふ。館内(東京・関西・子ども)に限り提供。
- 出版社等の関係者との協議会で、利用等について協議中

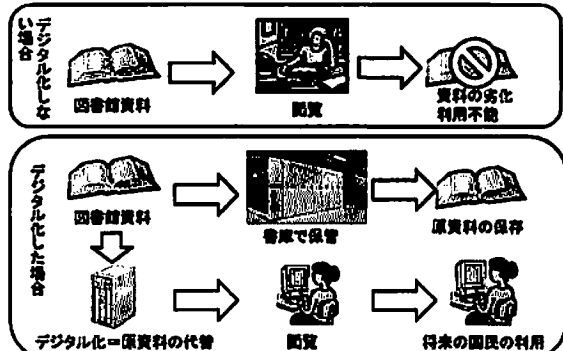
電子図書館サービスのためのデジタル化

- 「近代デジタルライブラリー」「貴重書画像データベース」等
- 権利者の許諾を得て行ふ。インターネットで提供。

デジタル化資料の提供



保存のためのデジタル化(目的)



本説明会の趣旨

- 国立国会図書館が現在行っている資料デジタル化の御説明
- 「デジタル化対象雑誌候補リスト」の照会に関する御協力をお願い

これまでの経緯

文化審議会著作権分科会過去小委中間総括(平成20年5月)

- 国立国会図書館資料の保存のためのデジタル化の必要性
- 館内利用、図書館間利用について関係者協議の必要性を指摘

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会(平成20年9月～)

- 国立国会図書館、出版者、著作権者、公共・大学図書館の代表が参加
- 第一次合意(平成21年3月)

著作権法改正(平成21年6月)

- 国立国会図書館資料の原資料保存のための代替としてのデジタル化に関する規定の整備

関係者協議会 第一次合意の内容

- 基本方針
- 対象資料→※補正予算により範囲拡大
- 館内提供の実施に係る基本要件
- 雑誌デジタル化実施に当たっての「商業出版」との調整
- 今後の取組

平成21年度補正予算

総額

・約127億円

主な対象資料

保存のためのデジタル化

- 戦後期刊行図書
(1945～1968年受入分)
- 雑誌
- その他

電子図書館サービス

- 戦前期刊行図書
- 古典籍
- 官報
(保護期間外又は許諾による)

デジタル化対象雑誌リストの照会

- 商業的にデジタル形式で配信・頒布されている雑誌、その予定のある雑誌を、国会図書館のデジタル化対象から除外する目的
- 候補リストをウェブ上で公表するので、配信中・配信予定の雑誌があれば、お知らせいただきたい。
- 詳細は、配布資料により説明

資料2

デジタル化対象資料概要

(タイトル数、冊数は概数)

種類	公開範囲	タイトル数	冊(点)数	備考
図書	明治・大正・昭和前期	ネット公開 個別許諾	330,000	
	戦後期(～1968)	館内公開 権利制限	420,000	1 館内での利用
雑誌	戦前期刊行	館内公開 権利制限	4,000	
	雑誌記事索引探録誌等(～2000)	館内公開 権利制限	18,000	マイクロ化済雑誌、劣化雑誌、ワニガ雑誌を含む。 ※なお、個別に発行者との合意があるもので、権利者の許諾が得られたものは、ネット公開も行う。
児童書	～1968	館内公開 権利制限	35,000	「児童書デジタルライブラリー」でネット公開されるものは引き続きネット公開予定
児童雑誌	～1970	館内公開 権利制限	550	17,000
古典籍	江戸期以前	ネット公開 保護期間外		100,000
官報	明治16年～昭和27年	ネット公開 個別許諾		
学位論文	1991～2000	未定	130,000	大学等と協議中

※今後、予算の執行状況等により、対象資料・範囲に変更が生じる可能性がある。上記以外に、新聞(戦前期)、地図、憲政資料等も検討対象とする。

デジタル化対象雑誌候補リストの照会について

1 調整の対象とする雑誌

次の雑誌については、デジタル化対象雑誌から除外する等「商業出版」との調整を行うものとします。つきましては、貴社が刊行し、又はデジタル提供する雑誌で次のいずれかに該当するものがあれば、この項及び次項の要領でお知らせください。

(1) デジタルデータを既に提供している雑誌

国立国会図書館が公表するデジタル化対象雑誌の候補リスト（以下「候補リスト」という。）の中に、CD-ROM、DVD-ROM 等パッケージ系電子出版物として、又は、ネットワーク配信（オンライン提供）によって、商業的にデジタルデータを提供している雑誌があれば、次の事項を下記連絡先までお知らせください。

なお、雑誌全体ではなく、雑誌に掲載されている個別の作品のデジタルデータのみを提供している場合は、調整を行いません。

- ① 候補リストに掲載された雑誌タイトル及び書誌 ID
- ② 商業的にデジタルデータを提供している巻号の範囲又は刊行期間

(2) デジタル複製等の実施計画がある雑誌

候補リストの中に、現在、上記の提供についての具体的実施計画又はデジタル複製についての具体的実施計画がある雑誌があれば、次の事項を下記連絡先までお知らせください。

なお、具体的実施計画がある場合とは、おおむね 1～2 年以内にデジタル化に着手する計画があるものとします。また、雑誌全体ではなく、雑誌に掲載されている個別の作品のデジタルデータのみに関する具体的実施計画である場合は、調整を行いません。

- ① 候補リストに掲載された雑誌タイトル及び書誌 ID
- ② 実施計画の対象となる巻号の範囲又は刊行期間
- ③ 提供方法及び提供を実施する予定の年月

2 候補リストの公表方法

9 月 18 日に、インターネット上で公表します。

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization_consult.html に、表計算ソフト（MS Excel 等）で閲覧できる xls ファイル又は csv ファイルを掲載する予定です（ファイル容量によっては、ファイルを分割することもあります）。

なお、アクセスできない場合、ダウンロードに不都合のある場合等は、2(2)の連絡先まで御相談ください。

3 調整に関する連絡

(1) 連絡期間

候補リスト公開日（9月18日）から平成21年11月20日まで

(2) 連絡方法

電子メール又は文書によること。宛先は次のとおり。

国立国会図書館総務部企画課 大規模デジタル化実施本部事務局

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電子メール digi-jimu@ndl.go.jp

（担当）川西、大沼

(参考) 候補リストの検索方法

表計算ソフトの検索機能を使って、検索することができます。

また、表計算ソフトの機能によって、出版者名でデータを抽出することもできます。

データ抽出の方法

MS Excel 2003 の場合

- 1 [データ] → [フィルタ] → [オートフィルタ] をクリック。
- 2 タイトル行に下向きの▼ボタンが表示されるので、「出版社等」の列の▼をクリック。
- 3 下に現れたリストから [(オプション...)] をクリック。
- 4 「オートフィルタ オプション」画面が現れるので、左の入力欄に社名を入力し、右の入力欄から「を含む」を選択して、OK をクリック。
- 5 指定した社名を含むデータのみ表が現れます。
- 6 1 と同じ操作で、元の表に戻ります。

MS Excel 2007 の場合

- 1 [ホーム] → [並べ替えとフィルタ] → [フィルタ] をクリック。
(又は、Ctrl+Shift+L キーを入力)
- 2 タイトル行に下向きの▼ボタンが表示されるので、「出版社等」の列の▼をクリック。
- 3 そのメニューから [テキストフィルタ] → [指定の値を含む] をクリック。
- 4 「抽出条件の指定」画面が現れるので、左側の入力欄に社名を入力し、OK をクリック。
- 5 指定した社名を含むデータのみ表が現れます。
- 6 1 と同じ操作で、元の表に戻ります。

資料4

デジタル化対象雑誌リスト(例)

タイトル	出版者等	所蔵巻次・年月次(所蔵欠号情報)	備考	請求記号	書籍ID
教学叢集	東京：教学会, [1883]-1892	6編(明17.6)~77編(明25.3)(欠号: 11~15,61編)		雑1-1	000000005332
三眼	東京：三眼社	7~8号(明32.12~33.1)		雑1-2	000000009362
日本宗教	東京：日本宗教社, 1895-1897	1巻1号(明28.7) - 3巻2号(明30.10)(欠号: 2巻5号)		雑1-3	000000018524
日本之教学	東京：博文館, [1887]-1889	6号(明21.2)~28号(明22.12)(欠号: 7号)		雑1-4	000000018819
平安	東京：平安社, 1903-	1号(明36.3)~176号(昭3.5)(欠号: 69~72,74,133~157号)		雑1-5	000000021315
無我の愛	東京：無我苑	1~18号(明38.6~39.2)		雑1-6	000000022924
時代宗教	東京：時代宗教社, [190]-	2号(明38.4)~52号(明42.6)		雑1-7	000000010011
日曜学校研究	[京都]: 日曜学校研究社 [京都]: 興教書院, 1922-	11年8号(大11.8)~18年10号(昭4.11)(欠号: 12年8号,16年8号,17年9号)		雑1-8	000000018012
日曜教團	[京都]: 本派本願寺学務部, [19-]-1922	8年9号(大8.9)~11年7号(大11.7)		雑1-8	000000018015
宗教と芸術	京都：宗教と芸術社, 1920-	1巻1号(大9.12)~11巻3号(昭5.8)(欠号: 5巻2号,8巻5号~9巻,10巻2号)		雑1-9	000000010853
宗教研究	東京：不二屋書房, 1916-1937	1年1号(大5.11) - 5年18号(大12.8): 1巻1号(大13.9) - 14巻3号(昭12.6)(欠号: 2-5,9,15号)		雑1-10	000000010848
宗教と科学	東京：厚生閣	1~5編(大14.5~15.5)		雑1-11	000000010852
回教	北京：回教研究会	1巻1号~2巻5号(昭2.5~3.5)		雑1-13	000000003140
宗教行政	東京：宗教行政研究会, 1932-	1号(昭7.4)~13号(昭12.11)		雑1-14	000000010846
回教團	東京：回教團研究所, 1938-	1巻1号(昭13.7)~8巻3号(昭19.4)(欠号: 6巻7号,8巻1号)		雑1-16	000000003142
イスラム	東京：イスラム文化教会	1編(昭12.10)~6編(昭14.1)		雑1-17	000000001508
回教世界	東京：大日本回教協会, 1939-	1巻1号(昭14.4)~3巻10号(昭16.10)(欠号: 1巻6,7号,2巻1~7,9,10号,3巻7,8号)		雑1-18	000000003143
無我の愛	東京：精神運動社, [19]-	15号(大10.4)~32号(大11.12)(欠号: 17,30)		雑1-19	000000022925
時代思潮	東京：時代思潮社	1巻1号~2巻5号(大3.8~4.8)(欠号: 2巻3号)		雑1-21	000000010010
精神科学	東京：目黒書店, 1926-[19-]	1巻1号(大15.7)~4巻4号(昭4.10),昭和5年1巻(昭5.3)~昭和15年2巻(昭15.12)(欠号: 昭和12年1巻~昭和14年1巻)		雑1-22	000000013048
唯物論研究	唯物論研究会機関誌 東京：唯物論研究会, 1932-1938	1号(1932年11月)~65号(1938年3月)		雑1-24	000000023519
学芸	東京：学芸発行所, 1938	66号(1938年4月)~73号(1938年11月)		雑1-24	0000000054353

国図企 090319001 号
平成 21 年 3 月 23 日

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 第一次合意事項

1. 基本方針

- (1) 保存を目的とする国立国会図書館所蔵資料のデジタル化は、画像データの作成を当面の範囲とする。方法及びフォーマットは、「国立国会図書館資料デジタル化の手引き」(平成 17 年 3 月)¹に準拠する。
- (2) 検索利用等を目的とした資料の「テキスト化」の実施については、今後の検証事業等の結果を踏まえて²、あらためて、関係者との協議により方針を定める。
- (3) デジタル化の実施に際しては、権利者を始めとする関係者の理解と協力を得るよう努め、民間の市場経済活動を阻害することがないように十分に留意する。

2. 対象資料

- (1) 対象資料群として、資料の劣化状況、予算規模、市場入手の困難度等を勘案して、当面、「国内刊行雑誌」を優先する。
- (2) 対象雑誌は、利用状況、保存の緊急度、希少性等に基づき、タイトル単位で選定する。また、年限の範囲は、刊行年の古いものを中心として、おおよそ刊行後 5 年経過までを限度に実施する。
- (3) デジタル化の実施時点で、当該資料と同一内容³のデジタルデータが、商業的に利用可能で、かつ、国立国会図書館での利用が排除されていない場合には、保存のためのデジタル化対象とはしない。(項番 4 参照)

3. 館内提供の実施に係る基本要件

- (1) 国立国会図書館が保存のためのデジタル化を行った資料の閲覧利用は、東京本館(国会議事堂内分館を含む。)、関西館及び国際子ども図書館における館内提供とする。利用者としては、一般の来館利用者のほか、国会議員、国会関係者(議員秘書、国会職員等)、行政・司法各部門の職員及び国立国会図書館職員を想定する。
- (2) 来館利用者は、館内の利用者用区画に設置された特定の端末から、デジタル化資料を利用する。デジタル化済資料の原本は、原則として利用に供しない。
- (3) 館内の提供システムにより書誌事項(記事索引を含む。)の検索結果から当該画像資料を閲覧し、また、オンラインで複写申込みを行うことが可能なサービス

¹ 今年度改訂の予定。

² 「国立国会図書館において、既に著作権が消滅した資料を用いて、検索可能なデータベースを作成し、その効果や影響を検証しながら、関係者間で協議を進めることが適当である。」『文化審議会著作権分科会過去の著作物の保護と利用に関する小委員会中間整理』p.42 注 55 (平成 20 年 10 月 1 日)

³ 図書館資料の保存を担保するという観点にかんがみ、ここでの「同一内容」は、当該出版物の全体がデジタル化されている場合に限定して判断する。(4(3)参照)

を実施する。同一の文献に対する同時利用は、当該資料の所蔵部数を超えない範囲とする。

- (4) 著作権法第 31 条第 1 号に基づく複製提供（郵送複製への対応を含む。）は、紙媒体へのプリントアウトのみ提供し、デジタルファイルでの複製物の提供は行わない。なお、視覚的作品（漫画、写真、グラフィック等）及び楽譜を主体とする出版物のデジタル画像の複製提供については、権利者の利益を損なうことがないよう、実施方法について協議を継続する。
- (5) 国立国会図書館は、著作物の適正な利用について注意喚起に努める。その一環として、著作権団体等の要請を受けて、デジタル画像のプリントアウトに際し、フットプリントを印字する。
- (6) 作成コンテンツは、バックアップ用の媒体を除き、一箇所のサーバー上に格納、保管する。利用のためクライアント端末に一時的に複製されたファイルは、利用終了後速やかに破棄される仕様とする。
- (7) 作成コンテンツは、外部のネットワークと完全に遮断し、流出等が生じないよう厳格なセキュリティ管理を実施する。また、館内に閲覧者が持ち込む PC、携帯電話、情報端末等の機器についても、デジタル化資料の館内利用のネットワークとは完全に遮断する。
- (8) コンテンツの管理は、物理的囲い込みによるものとし、館内利用に限定するコンテンツについては、電子透かし等の DRM は実施しない。

4. 雑誌デジタル化実施に当たっての「商業出版」との調整

- (1) 雑誌のデジタル化の実施に際して、国立国会図書館は、タイトル、対象年限等をあらかじめ公表するとともに、出版者団体、著作（権）者団体に連絡する。また、当該雑誌資料を発行した出版社又は当該雑誌事業の継承者が現存する場合は、事前に計画概要を照会し、電子的出版計画の有無等を確認する。出版社等でデジタル複製についての具体的実施計画がある場合は、事業計画の調整を図る。
- (2) 医学、法律系雑誌、学術雑誌のバックナンバー等、①パッケージ系電子出版物又は②ネットワーク配信（オンライン提供）によって商業的にデジタルデータが提供されている場合、国立国会図書館は、原本代替物としての利用方策として、①については、納入出版物の館内提供又は使用許諾契約による提供、②については使用許諾契約による提供を行う。
- (3) コミックや小説のように個別の作品が携帯等で配信されている場合であっても、掲載雑誌全体の保存を目的としてデジタル化を実施することは想定される。利用提供に当たっては、商業活動に影響を与えることのないよう留意する。

5. 今後の取組

「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の検討課題のうち、この第一次合意に含まれない事項については、平成 21 年度に改めて関係者による協議会を設け、検討を行う。

著作権法（抄）

（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）

（注）平成二十一年法律第五十三号（平成二十二年一月一日施行）による改正後の条文。傍線部は、同法により改正された箇所。

第五款 著作権の制限

（図書館等における複製）

第三十一条 国立国会図書館及び図書館、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

平成 21 年 9 月 18 日

出版社 各位

国立国会図書館

国立国会図書館のデジタル化対象雑誌リストの調整について（照会）

日ごろは、納本をはじめ、当館の事業に御協力いただきありがとうございます。

現在、国立国会図書館では、資料を保存し将来にわたって国民の利用に供するという当館の使命を果たすため所蔵資料のデジタル化を進めています。

このデジタル化に当たりましては、出版者団体、著作者団体等との協議を経て本年 3 月に取りまとめた「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会第一次合意」において、デジタル化の対象となる雑誌のタイトルリストを出版社の皆様にも照会し、商業的なデジタル提供及びその計画との調整を図ることとなっております。

このたび、当館では本年度以降デジタル化の対象候補となる雑誌のタイトルリストを決定いたしましたので、上記合意に従ってこれを公開し、別紙のとおり照会させて頂く次第です。

なお、今回のタイトルリストに掲載されている雑誌は、原資料を保存するためにその代替物としてデジタル化を行うもので、権利者の許諾なくインターネットで提供することはありません。

御多用中のところ、お手数をおかけいたしますが、貴社刊行の雑誌（2000 年以前刊行分）でデジタル提供を実施又は計画しているタイトルがございましたら、別紙「資料 3 「デジタル化対象雑誌候補リストの照会について」」記載の要領に従って、11 月 20 日（金）までに当館にお知らせ下さいませよう、お願いいたします。なお、タイトルリストは大部になりますので、当館ホームページからダウンロードして下さいませようお願いします。ダウンロード等に不都合がございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。貴社刊行の雑誌（2000 年以前刊行分）でデジタル提供を実施又は計画しているものがない場合には、御確認の必要はございません。

以上、何とぞ御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

（担当）総務部企画課 川西、大沼

電話 03-3581-2331（内線 20352）